

# 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 8 月 29 日

株式会社岡三証券グループ



2022年8月29日

## 株式交換に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
株式会社岡三証券グループ  
取締役社長 新芝 宏之

当社は、2022年10月14日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三縁証券株式会社（以下「三縁証券」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

#### 2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

##### (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

###### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	三縁証券 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	7.65
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,200,760株（予定）	

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における三縁証券の株主名簿に記載又は記録された三縁証券の株主（但し、当社を除く。以下「本割当対象普通株主」という。）に対し、三縁証券の普通株式に代わり、その所有する三縁証券の普通株式1株につき、当社の普通株式7.65株の割合をもって、割当て交付いたします。当社の普通株式の交付は株式の新規発行により行う予定です。

また、本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる本割当対象普通株主に対しては、会社法第234条の規定に従い処理いたします。

なお、上記の株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）について、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

###### ② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び三縁証券は、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び三縁証券から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、TY コンサルティング株式会社（以下「TYC」という。）を選定いたしました。

TYCは、当社については、当社が、株式会社東京証券取引所プライム市場（以下「東証プライム市場」という。）及び株式会社名古屋証券取引所プレミアム市場（以下「名証プレミアム市場」という。）に

上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、評価基準日である 2022 年 8 月 24 日、評価基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値）を採用して算定を行いました。三縁証券については、三縁証券が非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び当社連結子会社であることに鑑み、比較可能な上場類似会社が存在することから類似会社比較法を採用し、また、類似会社比較法においては、EV/EBIT・EBITDA 倍率法及び簿価純資産倍率法により算定を行いました。

当社の普通株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の三縁証券の普通株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率	
当社	三縁証券		
市場株価法	類似会社比較法	EV/EBIT・EBITDA 倍率法	8.60 ~ 9.92
		簿価純資産倍率法	5.62 ~ 6.47

### ③ 算定の経緯

当社及び三縁証券は、第三者算定機関である TYC から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、2. (1)①に記載の本株式交換比率が妥当であり、各社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、2022 年 8 月 25 日に開催された当社及び三縁証券の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

### ④ 算定機関との関係

2. (1)②に記載の第三者算定機関である TYC は、当社及び三縁証券の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び三縁証券は、本株式交換の交換対価である当社の普通株式が、東証プライム市場及び名証プレミアム市場に上場されており、本株式交換後においても、取引機会が確保されていることから、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

### (3) 株式交換完全子会社の株主を害さないように留意した事項

当社及び三縁証券は、当社が、既に三縁証券の発行済株式数の 73.99%（小数点以下第 3 位を四捨五入）を所有する親会社であることから、本株式交換の公正性及び三縁証券の株主（但し、当社を除く。）の利益を害さないように留意いたしました。

株式交換比率算定の前提となる両社の株式価値の評価については、両社から独立した第三者算定機関である TYC による「株式交換比率試算検討報告書」を参考に、三縁証券については、2023 年 3 月期第 1 四半期の財務諸表をもとに、類似会社比較法（EV/EBIT・EBITDA 倍率法及び簿価純資産倍率法）により算定いたしました。また、当社につきましても、市場株価法（諸条件を勘案し、評価基準日である 2022 年 8 月 24 日、評価基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値）により算定し客観性を持たせております。

### (4) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。かかる取扱いについては、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）  
該当事項はありません。
  
4. 計算書類等に関する事項
  - (1) 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）
    - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙 2 のとおりです。
  
    - ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
  
    - ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。
  
  - (2) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）  
最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。
  
5. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）  
本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。
  
6. 株式交換契約書等備置開始後、効力発生日までに会社法施行規則第 193 条第 1 号から第 5 号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 193 条第 6 号）  
変更が生じたときは、適宜、本書類に添付保管することといたします。

以上

【別紙 1】 株式交換契約書

【別紙 2】 三縁証券の最終事業年度に係る計算書類等

## 株式交換契約書

株式会社岡三証券グループ（以下「甲」という。）及び三縁証券株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の株式交換（以下「本株式交換」という。）に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（本株式交換の形式）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換を行う。

### 第 2 条（当事会社の商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

#### (1) 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社岡三証券グループ

住所：東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号

#### (2) 株式交換完全子会社（乙）

商号：三縁証券株式会社

住所：愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 30 号

### 第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割り当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象普通株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 7.65 株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の交付の方法としては、甲は、本株式交換に際して、本割当対象普通株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 7.65 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い本割当対象普通株主に対して甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

### 第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月14日とする。但し、本株式交換の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株式交換承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時をもって消却する。

#### 第8条（剰余金の配当の制限）

乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、乙の株主に対していかなる剰余金の配当も行わない。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、各々の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第10条（株式交換費用）

本株式交換に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第11条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、本株式交換に関して、甲又は乙の取締役又は監査役が善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合その他本契約に従った本株式交換の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明した

場合、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

2. 前項のほか、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が発生した場合、若しくは隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、前条に従い本契約が解除された場合、又は法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の目的及び趣旨に従って、甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年8月25日

(甲) 東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
株式会社岡三証券グループ

取締役社長 新芝 宏之



(乙) 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号  
三縁証券株式会社

取締役社長 小原 良悟







# 第 8 4 期 事 業 報 告

自 2021年 4 月 1日

至 2022年 3 月31日

愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30

三 縁 証 券 株 式 会 社

# 事業報告

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響などにより、回復は総じて弱いものとなりました。世界的な半導体不足等による供給制約の影響もあり、輸出や鉱工業生産は力強さに欠け、設備投資も持ち直しの動きに足踏みがみられました。海外では、米国経済は雇用の回復を伴い堅調に推移した一方、中国経済は電力不足や不動産セクターの債務問題などから回復の勢いが鈍化したほか、3月以降はロシアによるウクライナ侵攻の影響から資源価格が高騰し、世界的に景気後退懸念が広がりました。

こうした環境のなか、2021年4月に一時30,000円台を回復していた日経平均株価は、米国のインフレ高進や急速な金融引き締めへの警戒感、国内での新型コロナウイルス感染再拡大による景気減速懸念などを受けて夏場にかけて軟調に推移しました。9月上旬にかけては、自民党総裁選を受けた新政権誕生への期待に加え、新型コロナウイルスのワクチン接種進展を好感して日経平均株価は再び30,000円を突破し、およそ31年ぶりの高値となる30,795円78銭をつけたものの、秋以降は、資源価格上昇やオミクロン型変異株の感染拡大などが相場の上値を抑え、日経平均株価は伸び悩みました。2022年に入ると、地政学リスクの顕在化や商品市況の高騰を受けたインフレ懸念などを背景に一時25,000円を割る場面があったものの年度末にかけては反発し、日経平均株価は27,821円43銭で当年度の取引を終えました。

為替市場では、ドル円相場は9月末にかけて概ね1ドル=110円を挟んだ水準で推移しましたが、その後は米国の金融政策正常化への懸念からやや円安ドル高方向へレンジを切り上げました。また、日本銀行が金利上昇を抑える「指し値オペ」を実施したことから日米の金融政策の方向性の違いが意識され、ドル円相場は一時6年7ヶ月ぶりの水準となる1ドル=125円台まで円安が進みました。年度末にかけては急激な円安進行への警戒もあり、1ドル=121円台で当年度の取引を終えました。

以上の結果、当年度における当社の営業収益は17億74百万円（前年同期比90.6%）、純営業収益は17億56百万円（同90.4%）となりました。一方、販売費・一般管理費は、12億59百万円（同101.7%）となり、経常利益は4億92百万円（同69.9%）となりました。当期純利益は3億38百万円（同72.8%）となりました。

### (2) 設備投資等の状況

弥富営業所	空調機更新工事	器具・備品	592千円
田原支店	建設中の店舗		137,394千円

### (3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

人生100年時代が意識される長寿社会を迎え、高齢顧客への取組み、新しい顧客層の拡大に努めてまいります。「ご縁を大事にして地域との共生」を理念に掲げ、お客さま一人ひとりのニーズに合った質の高いサービスの提供に努め「お客さま本位の業務運営」に取り組んでまいります。

また、内部管理体制の強化と、当社役職員への教育、研修等によりコンプライアンスの更なる充実に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第81期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第82期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第83期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第84期 (2021.4.1～ 2022.3.31)
営業収益 (千円)	1,569,303	1,286,926	1,957,170	1,774,964
(うち受入手数料) (千円)	1,551,366	1,273,303	1,938,401	1,750,312
経常利益 (千円)	531,949	268,266	704,225	492,363
当期純利益 (千円)	367,918	175,516	465,375	338,812
1株当たり当期純利益 (円)	228.7	109.1	289.2	210.6
総 資 産 (千円)	6,986,149	7,529,072	9,384,874	9,381,384
純 資 産 (千円)	5,298,537	5,465,045	5,923,568	6,256,081

## (6) 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社岡三証券グループで、同社は当社の株式を512,700株（出資比率31.8%）保有いたしております。

## (7) 主要な事業内容

- ① 金融商品取引法に定める金融商品取引業、金融商品取引業付随業務および同法により金融商品取引業者が営むことができるその他の業務
- ② 前号に付帯または関連する業務

## (8) 主要な営業所等

本 店	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号
大 垣 支 店	岐阜県大垣市栗屋町1番地
養 老 営 業 所	岐阜県養老郡養老町高田字蓮寺421-5
平 田 営 業 所	岐阜県海津市平田町今尾字中区1618-1
多 治 見 営 業 所	岐阜県多治見市栄町1-6-1
桑 名 支 店	三重県桑名市中央町1丁目29番地
弥 富 営 業 所	愛知県弥富市鯛浦町上六57
蟹 江 営 業 所	愛知県海部郡蟹江町源氏3-218
田 原 支 店	愛知県田原市田原町本町41番地
福 江 営 業 所	愛知県田原市古田町宮ノ前52-6
豊 川 営 業 所	愛知県豊川市国府町下坊入3-1
三 原 支 店	広島県三原市港町1-6-16

## (9) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

区 分	従業員数
男 性	69人
女 性	27人
合 計	96人

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
岡三証券株式会社	991,166千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,480,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,608,700株
- (3) 株主数 8名
- (4) 大株主

株主名	持株数
岡三興業株式会社	520千株
株式会社岡三証券グループ	512千株
岡三証券株式会社	156千株
岡三ビジネスサービス株式会社	156千株
岡三アセットマネジメント株式会社	98千株
三晃証券株式会社	78千株
岡三にいがた証券株式会社	78千株
三東株式会社	6千株

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
小原 良悟	取締役社長 (代表取締役)		
田中 伸二	取締役	三重ブロック長兼広島ブロック長	
吉澤 裕之	取締役	管理部門担当兼管理部長	
西村 重郎	監査役		株式会社岡三証券グループ 法人RM部・グループ企業支援部 担当 兼 グループ企業支援 部長

4. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要  
(業務の適正を確保するための体制)

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部管理統括責任者が、各種業務規程やマニュアル等の整備、役職員に対する指導、研修を通じて、コンプライアンスの実効性を高めるよう努める。

業務運営に関し、役職員が法令もしくは社内規程等に違反することがないように、内部監査を充実し、その遵守状況を取締役に報告する体制を整える。

役職員が法令または社内規程等に違反した場合は、その状況に応じて取締役会に諮り、処分を決定する。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制の整備に努める。

不当要求等への対応総括部署を管理部とし、グループ会社を含む関係部署および外部専門機関と連携して組織的に対応する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電子媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定め、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程のうち、市場リスク、取引先リスク、事務リスク等の各種リスクの算定および限度枠の管理等については、リスク管理規程に従い、コンピュータシステムの障害や不正使用による損失ならびに当社が有する情報資産の漏洩、紛失、改ざん破壊等による損失に対する安全対策等については、システムリスク・情報リスク管理規程に従い、当該リスクの管理を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務分掌規程に基づいた意思決定により適正かつ効率的に職務の執行がなされる体制を確保する。

(5) 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(株) 岡三証券グループの内部監査担当部署による定期監査を受け入れるとともに、定期的に開催される会議等において情報交換を行う。

グループ会社との取引、その他施策を実施するにあたっては、取締役会への承認手続きまたは報告を行う。

グループ全体会議、グループ経営戦略会議、グループ経営管理会議への出席により、コンプライアンスおよび効率性の観点から課題を把握する。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役の要請に応じて、補助使用人を配置し、監査業務の補助を行わせる。
- ② 補助使用人の人事異動は、監査役と協議して行う。
- ③ 監査役職務補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

監査役は、会計監査のみならず必要に応じて業務監査を実施する。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要なでないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### **(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。  
当事業年度において取締役会を13回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

監査役は、監査方針において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役ならびに管理部門取締役との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、本店および支店・営業所の内部監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,608,929</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,968,204</b>
現金・預金	4,423,296	信用取引負債	1,081,080
預託金	2,200,000	信用取引借入金	991,166
顧客分別金信託	2,200,000	信用取引貸証券受入金	89,914
約定見返勘定	100,311	預り金	1,482,901
信用取引資産	1,081,080	受入保証金	240,840
信用取引貸付金	991,166	未払金	13,854
信用取引借証券担保金	89,914	未払費用	45,579
短期差入保証金	400	未払法人税等	29,144
前払金	8,969	賞与引当金	72,680
前払費用	4,912	その他流動負債	2,122
未収入金	3,977		
未収収益	43,319	<b>固 定 負 債</b>	<b>143,941</b>
預け金	742,660	リース債務	6,443
<b>固 定 資 産</b>	<b>772,455</b>	退職給付引当金	94,291
有形固定資産	401,217	役員退職慰労引当金	4,580
建物	115,562	資産除去債務	38,626
器具・備品	10,761	<b>特別法上の準備金</b>	<b>13,157</b>
土地	129,380	金融商品取引責任準備金	13,157
建設仮勘定	137,864		
リース資産	7,648	負債合計	3,125,303
無形固定資産	59,838	<b>純 資 産 の 部</b>	
借地権	152	科 目	金 額
電話加入権	2,825	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,256,478</b>
のれん	56,676	資本金	150,000
その他	183	資本剰余金	61,068
投資その他の資産	311,399	資本準備金	61,068
投資有価証券	10,528	利益剰余金	6,045,409
関係会社株式	180,917	利益準備金	81,000
出資金	29	その他利益剰余金	5,964,409
長期貸付金	2,610	別途積立金	750,000
長期差入保証金	34,951	繰越利益剰余金	5,214,409
長期前払費用	17	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△ 396</b>
繰延税金資産	77,429	その他有価証券評価差額金	△ 396
その他	7,527		
貸倒引当金	△ 2,610	純資産合計	6,256,081
資産合計	9,381,384	負債及び純資産合計	9,381,384



## 損益計算書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		1,774,964
受入手数料	1,750,312	
トレーディング損益	373	
金融収益	24,278	
金融費用		18,930
純営業収益		1,756,034
販売費および一般管理費		1,259,004
営業利益		497,029
営業外収益		5,311
営業外費用		9,978
経常利益		492,363
特別損失		6,871
金融商品取引責任準備金繰入	2,323	
投資有価証券評価損	4,548	
税引前当期純利益		485,491
法人税、住民税及び事業税	138,375	
法人税等調整額	8,302	146,678
当期純利益		338,812

## 株主資本等変動計算書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	150,000	61,068	81,000	750,000	4,883,640	5,714,640	5,925,709	△ 2,140	5,923,568
当期変動額									
剰余金の配当					△ 8,043	△ 8,043	△ 8,043		△ 8,043
当期純利益					338,812	338,812	338,812		338,812
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								1,744	1,744
当期変動額合計	-	-	-	-	330,769	330,769	330,769	1,744	332,513
当期末残高	150,000	61,068	81,000	750,000	5,214,409	6,045,409	6,256,478	△ 396	6,256,081

## 個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。）」（2006年法務省令第13号）および我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. トレーディングに関する有価証券等（トレーディング商品）の評価基準および評価方法

##### (1) 商品有価証券等（売買目的有価証券）

時価法（売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

#### 2. トレーディング関連以外の有価証券等（その他有価証券および関係会社株式）の評価基準および評価方法

##### (1) 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

##### (2) 市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～47年
器具・備品	3～20年

##### (2) 無形固定資産および投資その他の資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんについては、投資効果の発現する合理的な見積期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

##### (5) 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき

計上しております。

#### 5. 重要な収益の計上基準

委託手数料は、主に株式等の売買注文の取次ぎから生じる手数料であります。売買注文を流通市場に取次ぐ履行義務は約定日等に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。

募集・売出しの取扱手数料は、有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いを行ったことにより引受会社等から受入れる手数料であります。一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足したとして、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて収益を認識しております。

その他受入手数料に含まれる投資信託の運用、管理により生じる代行手数料は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合を日々収益として認識しております。

#### [会計方針の変更]

##### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

##### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### [貸借対照表に関する注記]

##### 1. 担保に供している資産

有形固定資産 40,818 千円  
対応する債務はありません。

##### 2. 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として車両運搬具、ビジネスフォン電話機があります。

##### 3. 有形固定資産の減価償却累計額 294,731 千円

##### 4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 … 金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項

#### [株主資本等変動計算書に関する注記]

##### 1. 当事業年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 1,608,700 株

##### 2. 当事業年度末における自己株式の種類および総数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月4日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

【普通株式の配当に関する事項】

(イ) 配当金の総額	8,043 千円
(ロ) 1株当たり配当額	5 円
(ハ) 基準日	2021年3月31日
(ニ) 効力発生日	2021年6月07日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月7日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額	8,043 千円
(ロ) 1株当たり配当額	5 円
(ハ) 基準日	2022年3月31日
(ニ) 効力発生日	2022年6月08日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

# 第84期計算書類に係る 附属明細書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30

## 三縁証券株式会社

(注) 本附属明細書中の記載は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
						または償却累計額		
有形固定資産	建物	369,384	-	-	369,384	253,822	10,004	115,562
	器具・備品	44,156	592	-	44,748	33,987	5,239	10,761
	土地	129,380	-	-	129,380	-	-	129,380
	リース資産	14,570	-	-	14,570	6,921	2,081	7,648
	建設仮勘定	470	137,394	-	137,864	-	-	137,864
	計	557,962	137,986	-	695,949	294,731	17,325	401,217
無形固定資産	借地権	152	-	-	152	-	-	152
	電話加入権	2,825	-	-	2,825	-	-	2,825
	のれん	97,160	-	-	97,160	40,483	19,432	56,676
	その他	3,124	-	-	3,124	2,940	244	183
	計	103,262	-	-	103,262	43,423	19,676	59,838

(注) 当期増加額の主なものは次の通りであります。

有形固定資産

器具・備品	空調機更新工事	592千円
建設仮勘定	建設中の店舗	137,394千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	2,610	-	-	-	2,610
賞与引当金	52,952	72,680	52,952	-	72,680
退職給付引当金	91,153	13,981	10,843	-	94,291
役員退職慰労引当金	2,080	2,500	-	-	4,580
金融商品取引責任準備金	10,834	2,323	-	-	13,157

(注) 1. 引当金の計上の理由および額の算定方法については、重要な会計方針に記載しているため、記載を省略しております。

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

	科 目	金 額	摘 要
取引関係費	支 払 手 数 料	135,036	
	取 引 所 ・ 協 会 費	3,825	
	通 信 ・ 運 送 費	43,473	
	広 告 宣 伝 費	1,109	
	旅 費 交 通 費	1,761	
	交 際 費	8,222	
	小 計	193,429	
人件費	役 員 報 酬	29,190	
	従 業 員 給 料	499,335	
	歩 合 外 務 員 報 酬	9,531	
	そ の 他 の 報 酬 給 料	5,519	
	退 職 給 付 費 用	18,612	
	法 定 福 利 費	100,499	
	福 利 厚 生 費	4,292	
	賞 与 引 当 金 繰 入	72,680	
	役員退職慰労引当金繰入	2,500	
	小 計	742,162	
不動産関係費	不 動 産 費	88,510	
	器 具 備 品 費	17,220	
	自 動 車 費	7,385	
	小 計	113,116	
事務費	事 務 委 託 費	134,720	
	事 務 用 品 費	3,873	
	小 計	138,594	
	減 価 償 却 費	17,570	
	の れ ん 償 却 額	19,432	
	租 税 公 課	16,742	
その他	人 材 開 発 費	2,165	
	調 査 費	3,495	
	水 道 光 熱 費	6,874	
	会 議 費	14	
	諸 会 費	5,019	
	雑 費	388	
	小 計	17,957	
	合 計	1,259,004	



# 監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第84期事業年度の事業報告、計算書類およびその附属明細書ならびに取締役の職務執行の監査について、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および使用人、その他の者と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な営業店の業務および財産の状況を調査しました。
- ② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年5月19日

三縁証券株式会社

監査役 西村 重郎



